

登記嘱託事務委託要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県の土地改良事業等の施行に伴い、県が取得した土地の登記嘱託事務を適正かつ円滑に遂行するため、委託事務に必要な事項を定めるものとする。

(計画)

第2条 地域振興局長等（以下「局長等」という。）は、前年度まで処理未済となっているもの及び当該年度中に発生が予想される登記簿嘱託事務のうち、委託で処理しようとするものについて、当該年度の登記事務委託処理計画（別記第1号様式）を4月末までに農政部長に提出するものとする。

(委託先)

第3条 知事が登記嘱託事務を委託する者は、社団法人熊本県公共嘱託登記司法書士協会及び社団法人熊本県公共嘱託土地改良家屋調査士協会とする。

(委託料の決定)

第4条 委託料の単位当たりの額は、知事が別に定めるものとする。

(契約の手続)

第5条 委託に関する契約は、毎年度始めに本庁で締結し、地域振興局長等に契約内容を通知するものとする。

2 局長等は、登記嘱託事務を処理するにあたっては、委託契約書に基づき、用地調査表（別記第2号様式）を作成のうえ処理するものとする。

(受託者に対する事務指導)

第6条 局長等は、前条の規定による通知を受けたときは、遅滞なく受託者に対して事務処理等について指導を行うとともに用地調査表を交付するものとする。

(委託者の行う調査等)

第7条 受託者は、用地調査表の交付を受けたときは、関係市町村及び所轄の法務局（支局及び出張所を含む。以下同じ。）において次の要領で調査し、登記嘱託に必要な書類の収集を行うものとする。

- (1) 取得した土地の字図を謄写すること。
- (2) 土地台帳及び土地登記簿から1筆ごとに公募調査表を作成すること。
- (3) 土地所有者、相続人等の身分関係及び法定代理人等について、市町村の戸籍簿、除籍簿及び住民基本台帳から調査すること。ただし、法人にあっては、法人登記簿から調査すること。

(諸証明等の収集手続)

第8条 局長等は、受託者から市町村に対する戸籍謄本または抄本、住民票写し等諸証明の公用による交付手続きについて申出があった場合は、内容を検討した後、戸

籍関係書類並びに諸証明交付の依頼文書(別記第3号様式)を交付するものとする。

(現地立合調査)

第9条 局長等は、受託者から申出があった場合は、取得した土地の現地調査又は現地立合を行うものとする。

(登記処理)

第10条 受託者は、登記嘱託書類を作成したときは、登記添付書類作成書類(別記第4号様式)を登記嘱託書類に添付して局長等に提出するものとする。

2 局長等は、受託者が受託期間満了の日までに受託事務を完了することができない場合は、受託者はその理由を書面により報告させるものとし、報告を受けた場合は、この理由について事情聴取しその詳細を記録するものとする。

(委託料の支払)

第11条 局長等は、委託事務完了後受託者の請求により委託料を支払うものとする。

2 委託料請求書は、登記書類作成総括表(別記第5号様式)、委託事務処理済報告書(別記第6号様式)及び登記完結書類を添付させるものとする。

3 局長等は、受託者が委託事務を完了することができない場合であっても、その理由が受託者の責に帰すべきものでないと認めるときは、第4条に定める額のうち、処理に要した額を支払うことができるものとする。

(処理状況の報告)

第12条 局長等は、委託にかかる登記事務処理状況を明確にし、毎年度末までの処理状況を5月末までに農政部長に報告するものとする。

附 則

1. この要領は、昭和61年5月15日から施行する。
2. 登記嘱託事務委託の実施について(昭和46年10月1日付け耕一第1162号は廃止する)

附 則

1. この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(平成14年3月18日 農建第2057号 一部改正)

(別記第1号様式)

平成 年度 登記事務委託処理計画書

() 地域振興局・農政事務所

区分	当該年度の総発生登記予定筆数			委託処理計画				備考
				過年度		現年度		
	過年度分	現年度分	計	筆数	金額	筆数	金額	
計								

(別記第3号様式)

号外
平成 年 月 日

様

〇〇地域振興局長

戸籍関係書類及び諸証明交付について（依頼）

このことについて、平成 年度 工事の用地買収に伴う所有権移転登記嘱託に必要なため、下記のとおり交付くださるよう依頼します。

記

本籍又は住所	氏名	必要書類	部数

(別記第2号様式)

登記添付書類作成報告書

平成 年 月 日

受託者名

整理 番号	年度工事名	市町村	大字	字	地番	地目	買収 地籍	所有者	取り集めた添付書類						摘要	
									戸籍	住民票	担保権	承諾書	印鑑証明	諸証明		

(担当者)

- (註)
1. 受託者が登記書類を完成したとき、完成書類に付して提出する報告書である。
 2. 受託者は、用地調査表（別記第2号様式）に基づき、この報告書により取り集めた書類を精査点検すること。
 3. 登記添付書類を精査点検の上、正当と認めたときは、知事印を押印して法務局（登記所）へ提出すること。

(別記第5号様式)

平成 年 月分

登記書類作成総括表 (公共嘱託登記土地家屋調査士協会分)

件名	基本料金 (円)	数量	金額
	筆加算等料金	数量	金額
土地の表示			
分筆			
地籍の変更・更正			
合筆			
地目の変更			
滅失			
所有者の表示変更・更正			
登記簿調査			
地図調査			
図面調査			
疎明資料調査			
書類の作成	文案を要するもの		
	文案を要しないもの		
原本の複製			
住民票等申請手数料及び郵送料			
現地調査			
その他			
小計			
消費税相当額			
合計			

(別記第5号様式)

平成 年 月分 登記書類作成総括表 (公共嘱託登記土地家屋調査士協会分)

件名	基本料金 (円)	数量	金額
	筆加算等料金	数量	金額
所有権保存			
所有権移転 (相続)			
所有権移転 (売買・寄附)			
用益権・担保権の設定			
用益権・担保権の移転、処分			
抹消、変更、その他	所有権の登記		
	所有権以外の登記		
書類の作成 その他	文案を要するもの		
	文案を要しないもの		
登記簿謄本抄本・登記事項証明書・登記要約書又は印鑑証明書の請求、受領			
登記簿閲覧			
相続関係図調査			
相続に伴う住民票調査			
相続に伴う戸籍簿等調査			
相続に伴う証明書調査			
住民票等申請手数料及び郵送料			
その他			
小計			
消費税相当額			
合計			
総計			

名称 印

- (註) 1. 受託者が作成する。
2. 登記事務報告書により算出した請求金額の総括表である。
3. 請求書に添付して提出すること

